

県直営による公の施設の管理運営状況

施設の名称	昭和庁舎
所在地	前橋市大手町1-1-1
所管部局・課	総務部 管財課

1 施設の設置根拠(法律、条例等)

昭和庁舎の設置及び管理に関する条例、昭和庁舎の設置及び管理に関する条例施行規則

2 施設の役割

(1) 設置目的

県民が営利を目的とせず、自発的に行う社会的かつ公益的な活動及び文化の振興又は普及を図るための活動を支援し、及び推進する拠点とする。

(2) 設置当初の状況

昭和3年に建設され、新庁舎が完成した平成11年夏まで、県庁本庁舎として使用。
平成8年には、国の登録有形文化財に、県内第1号として登録される。
平成13年11月に国民文化祭の会場として使用されることとなったことから、また、その後の利用のために改修工事を行う。平成13年11月2日に使い始め式を行い、各団体の入居や会議室貸出等について整備し、完全なオープンは平成14年4月1日から。

(3) 施設を取り巻く現状

会議室は県民に有償で貸し出しているが県主催の会議等での利用も可能であり、一部を執務室として利用するなど、県庁舎の一部としても有効に活用している。
清掃・警備等の業務委託は県庁舎と一体で管理している。

3 施設の概要

設置年月日	平成14年4月1日
敷地面積(所有者)	53,231.64平方メートル
主な施設(床面積、階数等)	建築面積:2,125.53平方メートル、規模:地下1階地上3階建、構造:鉄筋コンクリート造
建設費	設計費4千万円 工事費15億円
備考	平成11年12月～平成13年9月に大規模改修 概要:トイレの改修・エレベーターの新設等バリアフリーに努めながら、喫茶店・美術展示室の新設、損傷の激しい部分の改修等 平成16年 第13回BELCA賞(ベストリフォーム部門) 受賞

◇入園料・利用料等 (円)

◇利用時間(休館日)

区分	金額	全日 8:30～22:00 (設備点検日は休館)
別紙参照		

4 施設における実施事業

- ・会議室等の貸出事務
- ・会議室等利用団体登録事務
- ・会議室等使用料の証紙消印

併設施設

- ・NPO・ボランティアサロンぐんま 1階
- ・群馬県消費生活センター 1階(H26.4.1～)
- ・G FACE CAFE (喫茶室) 1階 ※行政財産使用許可施設
- ・NHK文化センター 3階 ※行政財産使用許可施設

5 管理運営コストの状況

(千円)

区 分	29年度(当初予算額)	28年度(決算額)	27年度(決算額)	26年度(決算額)	25年度(決算額)
歳入(1)	977	1,522	1,145	1,393	1,413
使用料	977	1,522	1,145	1,393	1,413
歳出(2)	52,579	47,711	48,379	49,413	48,010
非常勤職員	4,812	4,912	4,700	4,813	4,798
管理運営費	47,767	42,799	43,679	44,600	43,212
歳入・歳出の差額(1)-(2)	▲ 51,602	▲ 46,189	▲ 47,234	▲ 48,020	▲ 46,597
歳入・歳出の主な増減理由	収入は、平成28年度はドラマなど撮影件数が多かったため増加している。 歳出は、平成29年度は県庁全体で施設の保守費用が増加している。				

6 職員の状況(各年度4月1日現在)

(人)

	29年度	28年度	27年度	26年度	25年度
臨時・非常勤職員	4	3	3	3	3
合 計	4	3	3	3	3

※1人産休

7 施設利用の状況

区 分	29年度※	28年度	27年度	26年度	25年度
年間利用者総数(人)	15,680	59,498	55,036	51,485	48,539
有料利用者数(人)	6,176	21,526	20,254	24,461	24,197
無料利用者数(人)	9,504	37,972	34,782	27,024	24,342
施設稼働率(%)	13.8	17.6	19.2	19.6	20.7
稼働率対象施設(設備)	会議室12・一般展示室2・特別展示室(20年度からカウントしていない)				
利用者の主な増減理由	県庁所属の利用件数が増加したことにより、利用者数が増加している。				

※ 見込み数又は途中実績を記入

8 必要性及び管理運営方法の方向性

区 分	検討結果・理由等
施設の必要性	<p>■ 県の施設としてこのまま存続 □ 県の施設として事業規模等を縮小して存続 □ 市町村に移管・譲渡 □ 民営化・民間譲渡 □ 廃止 □ その他</p> <p>登録有形文化財として永年にわたり保存利活用する方針であり、県庁舎、県民広場及び群馬会館と一体的に活用できる施設として位置づけ、県民の文化及びNPO活動支援の拠点施設として活用している。 このため、会議室・展示室が整備されているほか、NPO・ボランティアサロンぐんま、NHK文化センター及び消費生活センターが入居しており、県民の文化活動等の拠点として必要な施設であり、県事業でも多く利用されている。</p>
指定管理者制度	<p>■ 県直営 □ 指定管理者制度導入 □ その他</p> <p>営利を目的としない文化活動やNPO活動を支援するという目的と、県庁に付随している会議室という性質から、指定管理者が使用料を増加させる手段が少ない。 清掃、警備等は県庁舎と一体で業務委託を締結し、スケールメリットにより経費を削減している。分離することでスケールメリットが無くなり経費の増加が見込まれる。 以上のことから指定管理者制度を導入するメリットは無い。 また、昭和庁舎、県民ホール及び県民広場は県民の県政への理解の促進と県政への参加に役立っているため、広く県民の利用に供するものであり、一体的に活用できる施設として位置づけ活用していくことが不可欠である。</p>

業務等
の見直し

見直しの検討が必要なものがある 当面見直しの必要はない

施設利用についての、外部PRの活性化を図り(HP・広報等の利用促進)、施設稼働率を上げる。

別表(第四条、第八条関係)

区分		使用料							
		民間非営利活動団体及び文化活動団体が入場料を徴収せずに使用する場合				その他の場合			
		午前	午後	夜間	一日	午前	午後	夜間	一日
会議室等	一一会議室	五〇〇円	五〇〇円	五〇〇円	一、五三〇円	一、〇二〇円	一、〇二〇円	一、〇二〇円	三、〇六〇円
	二一会議室	八二〇円	八二〇円	八二〇円	二、四六〇円	一、六四〇円	一、六四〇円	一、六四〇円	四、九二〇円
	二二会議室	二〇〇円	二〇〇円	二〇〇円	六〇〇円	五一〇円	五一〇円	五一〇円	一、五三〇円
	二五会議室	二〇〇円	二〇〇円	二〇〇円	六〇〇円	五一〇円	五一〇円	五一〇円	一、五三〇円
	二六会議室	八二〇円	八二〇円	八二〇円	二、四六〇円	一、六四〇円	一、六四〇円	一、六四〇円	四、九二〇円
	三一会議室	四一〇円	四一〇円	四一〇円	一、二三〇円	八二〇円	八二〇円	八二〇円	二、四六〇円
	三二会議室	五一〇円	五一〇円	五一〇円	一、五三〇円	一、〇二〇円	一、〇二〇円	一、〇二〇円	三、〇六〇円
	三三会議室	三〇〇円	三〇〇円	三〇〇円	九〇〇円	七二〇円	七二〇円	七二〇円	二、一六〇円
	三四会議室	一、五四〇円	一、五四〇円	一、五四〇円	四、六二〇円	三、〇八〇円	三、〇八〇円	三、〇八〇円	九、二四〇円
	三五会議室	一、〇二〇円	一、〇二〇円	一、〇二〇円	三、〇六〇円	二、一六〇円	二、一六〇円	二、一六〇円	六、四八〇円
展示室	第一展示室				一、六四〇円				三、二九〇円
	第二展示室				一、六四〇円				三、二九〇円
付属設備	規則で定める額								

注一 民間非営利活動団体とは、営利を目的とせず、自発的に行う社会的かつ公益的な活動を継続的に行う団体をいう。

注二 文化活動団体とは、文化の振興又は普及を図るための活動を継続的に行う団体をいう。

注三 入場料とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんにかかわらず、催物一回について入場者が支払う対価をいう。

注四 午前とは九時から十二時までを、午後とは十三時から十七時までを、夜間とは十八時から二十二時までを、一日とは九時から二十二時までをいう。

注五 やむを得ない理由により、あらかじめ承認された使用時間を超えて使用する場合のその超えた時間に係る使用料の額は、一時間(一時間に満たない時間は、一時間とする。)を単位として、承認された使用時間の属する時間帯の使用料を時間割によって計算して得た額とする。この場合、その額に十円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

一部改正〔平成二五年条例五六号・二六年一七号〕